

# 福井県報

第 356 号  
令和 7 年  
7 月 1 日(火)  
火曜日発行

## — 目 次 —

目次（※は県例規集掲載事項）

### 規 則

- ※国会議員等の選挙における選挙長等の報酬および費用弁償支給規則の一部を改正する規則（44・市町協働課）……………2
- ※福井県六呂師高原キャンプ場の設置および管理に関する条例の施行期日を定める規則（45・観光政策課）……………3

### 告 示

- 産業廃棄物処理施設の設置許可申請（319・循環社会推進課）……………3
- 生活保護法の規定による指定介護機関の指定（320・地域福祉課）……………3
- 救急業務に係る医療機関の認定（321・丹南保健所）……………4
- 保安林の指定の解除の予定（322～324・森づくり課）……………4
- 道路の区域の変更（325・道路保全課）……………5
- 道路の位置の指定（326・丹南土木事務所）……………5

### 公 告

- 令和7年福井県保育士試験（後期）の実施（児童家庭課）……………5
- 所在の不明な者に対する保安林の指定の通知（森づくり課）……………7
- 土地改良区の役員の退任（丹南農林総合事務所）……………8
- 令和7年度職業訓練指導員試験の実施（労働政策課）……………8

### 教育委員会告示

- 令和7年度福井県立高等学校後期編入学者選抜実施要項（定時制の課程および通信制の課程）（3・高校教育課）……………9

### 市町村職員共済組合公告

- 福井県市町村職員共済組合の令和6年度決算の要旨……………15

# 規 則

国会議員等の選挙における選挙長等の報酬および費用弁償支給規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年7月1日

福井県知事 杉本 達治

福井県規則第44号

国会議員等の選挙における選挙長等の報酬および費用弁償支給規則の一部を改正する規則

国会議員等の選挙における選挙長等の報酬および費用弁償支給規則（昭和46年福井県規則第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(報酬)</p> <p>第2条 選挙長等の報酬は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 選挙長（衆議院比例代表選出議員または参議院比例代表選出議員の選挙にあっては、選挙分会長） 1日につき <u>1万2,200円</u></p> <p>(2) 選挙立会人 1日につき <u>1万100円</u></p> <p>(費用弁償)</p> <p>第3条 選挙長等が職務のため旅行するときの費用は、鉄道賃、船賃、車賃、<u>宿泊費および宿泊手当</u>とし、その額および支給方法は、選挙長および選挙分会長にあっては、福井県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和29年福井県条例第24号）第3条第1項第1号の行政職給料表の9級の職務にある一般職員の例によるものとし、選挙立会人にあっては同号の行政職給料表の8級の職務にある一般職員の例によるものとする。</p>	<p>(報酬)</p> <p>第2条 選挙長等の報酬は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 選挙長（衆議院比例代表選出議員または参議院比例代表選出議員の選挙にあっては、選挙分会長） 1日につき <u>1万800円</u></p> <p>(2) 選挙立会人 1日につき <u>8,900円</u></p> <p>(費用弁償)</p> <p>第3条 選挙長等が職務のため旅行するときの費用は、鉄道賃、船賃、車賃、<u>日当および宿泊料</u>とし、その額および支給方法は、選挙長および選挙分会長にあっては、福井県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和29年福井県条例第24号）第3条第1項第1号の行政職給料表の9級の職務にある一般職員の例によるものとし、選挙立会人にあっては同号の行政職給料表の8級の職務にある一般職員の例によるものとする。</p>

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の国会議員等の選挙における選挙長等の報酬および費用弁償支給規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後にその期日を公示されまたは告示される国会議員等（衆議院議員および参議院議員ならびに福井県知事および福井県議会議員をいう。以下同じ。）の選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を公示されまたは告示された国会議員等の選挙については、なお従前の例による。

福井県六呂師高原キャンプ場の設置および管理に関する条例の施行期日を定める規則を公布する。

令和7年7月1日

福井県知事 杉本 達治

福井県規則第45号

福井県六呂師高原キャンプ場の設置および管理に関する条例の施行期日を定める規則

福井県六呂師高原キャンプ場の設置および管理に関する条例（令和6年福井県条例第40号）の施行期日は、令和7年7月19日とする。

## 告 示

### 福井県告示第319号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項の規定による産業廃棄物処理施設設置許可申請があったので、同法第15条第4項の規定により、次のとおり告示するとともに、当該申請書および周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査結果を記載した書類を縦覧に供する。

令和7年7月1日

福井県知事 杉本 達治

1 申請者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、その代表者の氏名

- (1) 名称 株式会社武生環境保全
- (2) 住所 越前市家久町第2号45番地の1
- (3) 代表者の氏名 代表取締役 谷崎 晃

2 施設の名称

株式会社武生環境保全が設置する産業廃棄物の焼却施設

3 産業廃棄物処理施設の設置の場所

越前市北府1丁目101字北向地17番

4 産業廃棄物処理施設の種類

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第3号に定める汚泥の焼却施設、同条第5号に定める廃油の焼却施設、同条第8号に定める廃プラスチック類の焼却施設、同条第13号の2に定める産業廃棄物の焼却施設

5 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

(1) 産業廃棄物

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」

(2) 特別管理産業廃棄物

廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）

) および感染性産業廃棄物

6 申請年月日

令和7年5月9日

7 縦覧場所

(1) 福井市大手3丁目17-1

福井県エネルギー環境部循環社会推進課

(2) 鯖江市水落町1丁目2-25

福井県丹南健康福祉センター

環境衛生部環境廃棄物対策課

(3) 越前市府中1丁目13-7

越前市環境農林部環境政策課

8 縦覧期間

令和7年7月1日（火）から令和7年7月31日（木）までの午前8時30分から午後5時15分まで（福井県の休日を定める条例（平成元年福井県条例第2号）第1条に規定する休日を除く。）

9 意見書の提出

当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、福井県知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

(1) 意見書の提出期間

令和7年7月1日（火）から令和7年8月14日（木）まで

(2) 意見書の提出先

郵便番号916-0022

鯖江市水落町1丁目2-25

福井県丹南健康福祉センター

環境衛生部環境廃棄物対策課

(3) 意見を提出できる者

当該産業廃棄物処理施設設置に関し利害関係を有する者（周辺に居住する者、施設設置予定地の周辺で事業を営んでいる者等）

(4) 記載事項

意見書には、意見書を提出する者の氏名、住所および施設の名称ならびに生活環境の保全上の見地からの意見を日本語により記載すること。

### 福井県告示第320号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定により指定介護機関を指定したので、同法第55条の3の規定により、次のとおり告示する。

令和7年7月1日  
福井県知事 杉本 達治

指定介護機関番号	サービスの種類	介護機関名称	介護機関住所	申請(開設)者	指定年月日
1841740572	(介護予防)居宅療養管理指導	リフレ調剤薬局	福井県坂井市春江町東太郎丸23 -1-8	株式会社リフレ 代表取締役 久保 茂美	令和7年4月1日

#### 福井県告示第321号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定に基づき、消防法(昭和23年法律第186号)第2条第9項の救急業務に係る医療機関を認定したので、同令第2条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年7月1日  
福井県知事 杉本 達治

- 1 区分 救急病院
- 2 名称 医療法人林病院
- 3 所在地 福井県越前市府中1丁目3番5号
- 4 認定の有効期間  
自 令和7年7月1日  
至 令和10年6月30日

#### 福井県告示第322号

農林水産大臣から、森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、保安林の指定を解除する予定である旨の通知があったので、同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

令和7年7月1日  
福井県知事 杉本 達治

- 1 解除予定保安林の所在場所  
今立郡池田町千代谷77字荒谷山倉ヶ谷18-4、19-4、下荒谷58字万蔵谷1-2(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的  
雪崩の危険の防止
- 3 解除の理由  
道路用地とするため。  
(「次の図」は、省略し、その図面を福井県庁および池田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 福井県告示第323号

農林水産大臣から、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、保安林の指定を解除する予定である旨の通知があったので、同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

令和7年7月1日

福井県知事 杉本 達治

- 解除予定保安林の所在場所  
今立郡池田町千代谷74字吹ケ谷1-2、16-2、16-3（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 解除の理由  
道路用地とするため。  
（「次の図」は、省略し、その図面を福井県庁および池田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 福井県告示第324号

農林水産大臣から、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、保安林の指定を解除する予定である旨の通知があったので、同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

令和7年7月1日

福井県知事 杉本 達治

- 解除予定保安林の所在場所  
今立郡池田町金見谷55字大谷25-7、25-13
- 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 解除の理由  
道路用地とするため。  
（「次の図」は、省略し、その図面を福井県庁および池田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 福井県告示第325号

一般県道南横地芦原線の下記区間において、道路改良工事に伴い、道路の区域を変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および三国土木事務所において、令和7年7月1日から20日間一般の縦覧に供する。

令和7年7月1日

福井県知事 杉本 達治

道路種類	路線名	新旧別	区 間	幅員 (単位:メートル)	延長 (単位:メートル)
一般国道	南横地芦原線	新	坂井市丸岡町北横地7字南中尾長13番4から 坂井市丸岡町北横地17字南五反田12番4まで	9.6 ～ 11.1	496.9
		旧	坂井市丸岡町北横地7字南中尾長13番4から 坂井市丸岡町北横地17字南五反田12番2まで	6.9 ～ 7.3	496.9

#### 福井県告示第326号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により、次のとおり公告する。

令和7年7月1日

福井県丹南土木事務所長 笹木 俊和

- 申請者の住所ならびに名称および代表者の氏名  
福井市大町第10号2番地2-1F-東  
株式会社E STATE I TSUK I  
代表取締役 縫田 隆
- 道路位置の指定表

道路の指定を受けた位置	幅 員 (単位:メートル)	延 長 (単位:メートル)
鯖江市水落町7字歩代田5番4	6.00	55.00

**公 告**

児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第18条の8第2項の

規定に基づき、令和7年福井県保育士試験（後期）を実施するので、児童福祉法施行細則（昭和23年福井県規則第26号）第19条の規定により次のとおり公告する。

令和7年7月1日

福井県知事 杉本 達治

福井県は、法第18条の9の規定に基づき指定試験機関として一般社団法人全国保育士養成協議会を指定し、試験実施予定日時、場所その他必要な事項の広報、試験に対する受験者等からの問合せ対応、受験資格の認定、受験申込書の受付、確認、受験票の送付、試験問題の作成・保管・管理、試験の実施、答案の採点、可否の決定、可否の通知、受験の停止および合格の無効の決定、その他試験実施に関する必要な事務を委託して試験を実施する。

### 1 試験の日時

筆記試験 令和7年10月18日（土）・10月19日（日）

実技試験 令和7年12月7日（日）

### 2 試験の科目

#### (1) 筆記試験

保育の心理学・保育原理・子ども家庭福祉・社会福祉・教育原理・社会的養護・子どもの保健・子どもの食と栄養・保育実習理論

#### (2) 実技試験

音楽に関する技術・造形に関する技術・言語に関する技術（2分野選択）

### 3 受験資格

次のいずれかに該当する者

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学に2年以上在学（短期大学は卒業）して62単位以上修得した者または高等専門学校を卒業した者
- (2) 学校教育法による大学に1年以上在学している者であって、年度中に62単位以上修得することが見込まれる者であると当該学校の長が認めた者
- (3) 学校教育法による高等専門学校および短期大学の最終学年に在学している者であって、年度中に卒業することが見込まれる者であると当該学校の長が認めた者
- (4) 学校教育法による高等学校の専攻科（修業年限2年以上のものに限る。）もしくは特別支援学校の専攻科（修業年限2年以上のものに限る。）を卒業した者または当該専攻科の最終学年に在学している者であって、年度中に卒業することが見込まれる者であると当該学校の長が認めた者
- (5) 学校教育法による専修学校の専門課程（修業年限2年以上のものに限る。）もしくは各種学校（同法第90条に規定する者を入学資格とするものであって、修業年限2年以上のものに限る。）を卒業した者または当該専修学校の専門課程もしくは当該各種学校の最終学年に在学している者であって、年度中に卒業することが見込まれる者であると当該学校の長が認めた者（ただし、平成3年3月31日以前の高等学校卒業者はこの限りでない。）

- (6) 外国において、学校教育における14年以上の課程を修了した者
- (7) 学校教育法による高等学校を卒業した者もしくは中等教育学校を卒業した者もしくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）または文部科学大臣において、これと同等以上の資格を有すると認定した者であって、以下に掲げる施設において、2年以上の勤務で、総勤務時間数が2,880時間以上、児童の保護に従事した者
  - ア 児童福祉施設
  - イ 認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園）
  - ウ 幼稚園（学校教育法第1条に規定する幼稚園（特別支援学校幼稚園を含む。））
  - エ 家庭的保育事業（法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業）
  - オ 小規模保育事業（法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業）
  - カ 居宅訪問型保育事業（法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業）
  - キ 事業所内保育事業（法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業）
  - ク 放課後児童健全育成事業（法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業）
  - ケ 一時預かり事業（法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業）
  - コ 離島その他の地域において特例保育（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条第1項第4号に規定する特例保育）を実施する施設
  - サ 小規模住居型児童養育事業（法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業）
  - シ 障害児通所支援事業（法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援事業（保育所訪問支援事業を除く。））
  - ス 一時保護施設（法第12条の4に規定する一時保護施設）
  - セ 18歳未満の者が半数以上入所する次に掲げる施設等
    - (ア) 障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設）
    - (イ) 指定障害福祉サービス事業所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する指定障害福祉サービス事業所（生活介護、自立訓練、就労移行支援または就労継続支援を行うものに限る。））
  - ソ 法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務または法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって法第34条の15第2項もしくは法第35条第4項の認可または認定こども園法第17条第1項の認可を受けていないもの（認可外保育施設）のうち、次に掲げるもの
    - (ア) 法第59条の2の規定により届出をした施設
    - (イ) アに掲げるもののほか、都道府県知事が事業等の届出をするものと定めた施設であって、当該届出をした施設

<p>(ウ) 児童福祉法施行規則第49条の2第3号に規定する幼稚園併設型認可外保育施設</p> <p>(エ) 国、都道府県または市町村が設置する法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務または法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設</p> <p>(8) 上記(7)に掲げる施設等において5年以上かつ7,200時間以上児童等の保護または援護に従事した者</p> <p>(9) 平成3年3月31日までに学校教育法による高等学校を卒業した者(旧中学校令による中学校を卒業した者を含む。)もしくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)または文部科学大臣においてこれと同等以上の資格を有すると認定した者</p> <p>(10) 平成8年3月31日までに学校教育法による高等学校の保育科を卒業した者</p> <p>ア 上記(7)イ～ソに掲げる施設等において2年以上かつ2,880時間以上児童等の保護または援護に従事した者であって、学校教育法による高等学校を卒業した者もしくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)または文部科学大臣においてこれと同等以上の資格を有すると認定した者</p> <p>イ 上記(7)イ～ソに掲げる施設等において5年以上かつ7,200時間以上児童等の保護または援護に従事した者</p> <p>ウ 上記(1)～(6)に準ずる者</p> <p>4 受験手続</p> <p>(1) 受験申請書の配布</p> <p>ア 配布期間 令和7年7月3日(木)から</p> <p>イ 請求先 一般社団法人全国保育士養成協議会 保育士試験事務センター</p> <p>(2) 受験の申請に必要な書類</p> <p>ア 保育士試験受験申請書</p> <p>イ 受験資格を証明する書類</p> <p>ウ 一部科目合格を証明する書類</p> <p>エ 一部科目免除を証明する書類(5(2)に該当するものは、5(2)に掲げる実務経験を有することを証する書類)</p> <p>オ 改姓を証明する書類(戸籍の一部記載事項証明書または戸籍抄本等旧・現姓の両方が記載されている公的書類)</p> <p>カ 郵便振替払込受付証明書(受験申請書に貼付)</p> <p>キ 写真1枚(受験申請日前6か月以内に撮影した上半身、脱帽、無背景の写真を受験申請書に貼付)</p> <p>(3) 受付期間</p>	<p>令和7年7月4日(金)から令和7年7月24日(木)</p> <p>(4) 提出方法 簡易書留郵便に限る。</p> <p>(5) 提出先 一般社団法人全国保育士養成協議会 保育士試験事務センター</p> <p>(6) 受験手数料 12,700円 幼稚園教諭免許所有者において、筆記試験科目が全て免除となる場合 2,400円 郵便振替払込取扱票により郵便局にて納付する。</p> <p>(7) オンライン受験申請 オンライン受験申請方法については、一般社団法人全国保育士養成協議会 保育士試験事務センターホームページを参照。</p> <p>5 試験科目の一部免除</p> <p>(1) 過去2年において、保育士試験の一部科目に合格している者は該当科目を免除</p> <p>(2) 令和4年の試験において合格した科目のある者であって、令和4年度から令和6年度末までに3(7)に掲げる施設において「1年以上かつ1,440時間以上」の実務経験を有する者については2年間、令和3年の試験において合格した科目のある者であって、令和3年度から令和6年度末までに次に掲げる施設において「2年以上かつ2,880時間以上」の実務経験を有する者については3年間、通常、過去2年の免除期間に加えて免除</p> <p>(3) 厚生労働大臣が指定する学校において指定科目を全て専修した者は該当科目を免除</p> <p>(4) 幼稚園教諭免許状所有者は保育の心理学・教育原理・実技試験を免除</p> <p>(5) 幼稚園教諭免許状所有者で筆記試験全科目合格者は実技試験を免除</p> <p>(6) 幼稚園教諭免許状所有者における保育士資格特例による受験者は保育の心理学・教育原理・保育実習理論・実技試験を免除</p> <p>6 試験に関する問合せ先 〒171-8536 東京都豊島区高田3-19-10 一般社団法人全国保育士養成協議会 保育士試験事務センター 電話 0120-4194-82</p> <hr/> <p>森林法(昭和26年法律第249号)第33条の規定により通知する次の者については、その所在が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。</p> <p>令和7年7月1日 福井県知事 杉本 達治</p>
---	---

1 所在の不明な者の氏名

宮下与三松

2 通知の要旨

- (1) 農林水産大臣から、保安林を指定する、旨の通知があったこと。
- (2) 指定に係る保安林の所在場所については、令和7年5月9日農林水産省告示第694号による。

3 掲示場所

福井県庁および南越前町役場

日野川用水土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の者が令和7年5月31日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第19項の規定により公告する。

令和7年7月1日

福井県知事 杉本 達治

役員名 氏 名 住 所

理 事 澤崎 輝男 南越前町関ヶ鼻13-12-1

々 嶋崎 政信 南越前町阿久和61-40

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「法」という。）第30条第1項の規定に基づき、職業訓練指導員試験（以下「試験」という。）を実施するので、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「規則」という。）第45条第2項の規定により、次のとおり公示する。

令和7年7月1日

福井県知事 杉本 達治

1 試験を実施する職種

全職種（実技試験および学科試験のうち関連学科が免除される者を対象に学科試験のうち指導方法のみを実施）

2 試験の科目

免許職種	学科試験の科目
全職種	指導方法（職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導および職業訓練関係法規）

3 受験資格

- (1) 次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができる。
  - ア 法第44条第1項の規定による技能検定に合格した者
  - イ 規則第45条の2第2項および第3項に規定する者
- (2) (1)に掲げる者であっても、次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。

ア 拘禁刑（※）以上の刑に処せられた者

※刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役及び旧刑法第13条に規定する禁錮を含む。

イ 職業訓練指導員免許の取消しを受け、その日から2年を経過しない者

4 試験の免除

試験の受験資格を有する者のうち、次に該当する者については、試験の免除を受けることができる。

ア 規則第46条に該当する者

イ 規則別表11の3に該当する者

5 試験の日時

令和7年9月5日（金）午前10時から

6 試験の実施場所

福井市林藤島町20-1-3

福井産業技術専門学院

7 受験手続

(1) 受験の申請に必要な書類

ア 受験申請書・写真票・受験票・履歴書（1枚綴りの所定様式）

イ 受験資格および免除資格を証明する書類

ウ 住民票（本籍地の記載のあるもの）

(2) 受験手数料

3,100円

(3) 書類の提出先

〒910-8580

福井市大手3丁目17番1号

福井県産業労働部労働政策課

(4) 受付期間

令和7年7月16日（水）から同年8月1日（金）まで

郵便による場合は、令和7年8月1日（金）必着のこと。

(5) 受験票の送付

申請書を受理した後、受験票を送付するので、大切に保管し試験当日必ず持参すること。

8 合格発表

令和7年10月2日（木）

合格者の受験番号を福井県庁1階掲示板に掲示するほか、合格者には合格通知を送付する。

9 その他

- (1) 受験者は、試験当日受験票および筆記用具を持参すること。
- (2) 受験申請書・写真票・受験票・履歴書は、福井県産業労働部労働政策課に据え置くので、郵送を希望する場合には、140円切手を貼った宛先明記の角形2号(A4大)の返信用封筒を同封して労働政策課まで申込むこと。
- (3) 受験手続その他試験に関する問合せは、福井県産業労働部労働政策課(電話 0776-20-0388)に行うこと。

## 教育委員会告示

### 福井県教育委員会告示第3号

令和7年度福井県立高等学校後期編入学者選抜実施要項(定時制の課程および通信制の課程)を次のように定める。

令和7年7月1日

福井県教育委員会

令和7年度の福井県立高等学校(以下「県立高校」という。)の定時制の課程および通信制の課程の後期編入学者の選抜は、この要項の定めるところにより実施する。

#### 第1 募集

##### 1 募集する学校・学科

下記の学校・学科において、欠員数等に応じて募集する。

定時制の課程

通信制の課程

学校名	学科名	学校名	学科名
丸岡	普通(昼間)	道守	普通
大野	普通(昼間)		
武生	普通(昼間)		
敦賀	普通(昼間)		
若狭	普通(昼間)		
道守	普通(午前)		
	普通(午後)		
	普通(夜間)		

##### 2 応募資格

後期編入学を志願できる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- ア 高等学校またはこれに準ずる学校に在籍したことがある者
- イ 高等学校に準ずる学校に在籍している者
- ウ 学校教育法施行規則第95条第1号または第2号に該当する者で、令和7年4月以降に帰国または入国した者

#### 第2 受験に関する事前説明

- (1) 編入学を志願する者(以下「志願者」という。)および保護者は、令和7年8月4

日(月)から8月8日(金)までの間および8月18日(月)から8月22日(金)までの間に、志願先の県立高校において、出願や編入学後の教科・科目の履修等について、事前に説明を受けること。ただし、志願者が成人の場合、父母等の同伴は不要とする。

- (2) 事前説明に当たっては、志願者は、過去に在籍していた学校または現在在籍している高等学校に準ずる学校(以下「前籍校」という。)において作成した「学籍および単位修得証明書(様式編入第2号)」および「在籍した学年の3(4)カ年間の教育課程表」を、志願先の県立高校に持参する。

ただし、応募資格のウに該当する者は、前籍校における成績を証明する書類(日本語または英語で作成)をもって「学籍および単位修得証明書」に代えることができる。

- (3) 志願先の県立高校の校長(以下「県立高校長」という。)は、志願者が持参する「学籍および単位修得証明書」をもとに、応募資格を確認し、編入学後の学校生活等について相談に応じるものとする。

#### 第3 出願

##### 1 出願期間

- (1) 出願の受付期間は、令和7年8月28日(木)および8月29日(金)の両日とする。
- (2) 受付時間は、8月28日(木)は午前9時から午後4時までとし、8月29日(金)は午前9時から正午までとする。
- (3) 郵送により出願する場合は、書留郵便によることとし、出願受付期間内(ただし、8月29日(金)は正午までとする。)に到着したものに限り、受け付ける。この場合においては、受験票返送用として、宛て先を記入し書留郵便に必要な切手を貼った封筒を同封すること。

##### 2 出願手続等

- (1) 出願は、一人1校1課程1学科に限る。
- (2) 志願者は、出願期間中に、次の書類を志願先の県立高校長に提出すること。
  - ア 福井県立高等学校編入学願書および受験票(様式編入第1号)
  - イ 単位修得および成績証明書(様式編入第3-1号または様式編入第3-2号)
 ただし、イについては、前籍校において厳封されたものであること。
- (3) 志願者は、入学審査料として1,500円を、クレジットカード決済、コンビニ決済、ネットバンク決済またはATM決済のいずれかの方法で、手数料納付システムにて納付すること。また、納付申込完了後に表示される12桁の申込番号を編入学願書に記載すること。
- (4) 志願先の県立高校長は、編入学願書等の提出を受けた場合において、適正であると認めるときは、これを受理し、受験番号を付した上で、志願者に受験票を交付する。
- (5) 志願先の県立高校長は、編入学願書の受付期間中の両日、その日の受付終了後速や

かに、出願者数を福井県教育委員会に報告するとともに、校内に掲示する。

なお、電話等による出願者数の照会には、応じないものとする。

#### 第4 学力検査等

##### 1 学力検査等の実施

(1) 編入学者選抜の資料とするため、学力検査等を実施する。

(2) 学力検査等は、令和7年9月4日（木）に、編入学願書を提出した県立高校において実施する。

(3) 定時制の課程においては、国語・英語・数学の3教科の学力検査および面接を実施し、通信制の課程においては、面接のみ実施する。

##### 2 編入学者の選抜

志願先の県立高校長は、提出書類および学力検査等の結果を資料として、編入学者を選抜する。

##### 3 合格者の発表

志願先の県立高校長は、令和7年9月8日（月）の午後2時以降に、合格者の受験番号を各県立高校のホームページに掲載する。その後、合格者に通知するものとする。

また、合格者の決定後速やかに、合格者数を福井県教育委員会に報告するものとする。

福井県立高等学校編入学願書

受験番号 ※

志願高校	福井県立 高等学校 課程 ( 昼間・午前・午後・夜間 ) 部
応募資格に係る学歴	学校 課程 科 第卒業学年 退 業 学
本人	ふりがな
	氏名
	現住所
生年月日	昭和・平成 年 月 日
保護者	氏名(続柄) ( )
	現住所
上記のとおり編入学を志願します。	
令和 年 月 日	
福井県立 高等学校長 様	

※入学審査料の納付申込完了後に表示される12桁の申込番号


受験票

受験番号	※
ふりがな	
氏名	
生年月日	昭和・平成 年 月 日
志願高校	※ 福井県立 高等学校
学力検査	※ 令和 年 月 日
<b>受験者の心得</b>	
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 早めに受験会場に行き、担当者の指示に従うこと。</li> <li>2 携行品：受験票、上ばき、鉛筆、シャープペンシル、消しゴム、コンパス、定規など。 分度器および分度器機能付きのものは、使用できない。</li> <li>3 下敷きは、担当者の許可を受けて使用すること。</li> <li>4 時計は、計時機能だけのものに限る。</li> <li>5 スマートフォン等を持ち込まないこと。</li> </ol>	
※通信制の課程においては、面接のみ実施します。	

(裏面)

学力検査日程表

9:00	定時制	通信制
	出欠調査	
9:15	注意	
	休憩	
9:20	国語	面接
10:00	休憩	
10:20	英語	
11:00	休憩	
11:20	数学	
12:00	昼食	/
13:00	面接	

編入学願書記入上の注意

- 1 ※印欄は、記入しないこと。選択をする欄は、該当する文字を○で囲むこと。
- 2 「応募資格に係る学歴」の欄は、過去に在籍した学校または現在在籍している学校についてその在籍状況を記入すること。
- 3 氏名は、住民票に記載されているとおりの氏名を、かい書で記入すること。  
外国人の場合は、外国人登録証明書または在留カードに登録されているとおりの氏名を記入すること。
- 4 「保護者」の欄の続柄は、本人との続柄とし、例えば、「父」のように記入すること。
- 5 学力検査日に18歳以上の者は、「保護者」の欄への記入は要しない。
- 6 入学審査料の納付申込完了後に表示される12桁の申込番号を編入学願書に記載すること。

学籍および単位修得証明書

学籍の記録												
ふりがな氏名					性別	学校名(学科名)				( )		
生年月日	昭和・平成	年	月	日生	別	入学・編入学等	平成・令和	年	月	日		
現住所	都道府県				市郡区	在籍・卒業等	平成・令和	年	月	日		
	町村				番地							
各教科・科目等の単位修得の記録												
教科・科目 <small>※同一科目で半期ごとに単位認定した場合の記載例 (科目) 現代の国語(前期) 1 現代の国語(後期) 1</small>	修得単位				修得単位の計	教科・科目 <small>※同一科目で半期ごとに単位認定した場合の記載例 (科目) 現代の国語(前期) 1 現代の国語(後期) 1</small>	修得単位				修得単位の計	
	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年			第1学年	第2学年	第3学年	第4学年		
国語						外国語						
地理歴史						家庭情報						
公民						理数						
学												
理科												
保健												
芸術												
<small>総合的な探究(学習)の時間 小計 留学 合計</small>												
上記の記載事項に誤りがないことを証明する。												
令和 年 月 日					学校長					印		
					記載責任者					印		

### 単位修得および成績証明書

受験番号		※	
ふりがな氏名 昭和・平成 年 月 日生	性別	現住所	
		都道府県	市郡区
学校名 (学科名)		町	
		番地	第 学年 在学退学卒業
平成・令和 年 月 日			

  

各教科・科目等の学習の記録																			
教科・科目	第1学年		第2学年		第3学年		第4学年		修得単位	教科・科目	第1学年		第2学年		第3学年		第4学年		修得単位
	学観	評	学観	評	学観	評	学観	評			学観	評	学観	評	学観	評	学観	評	
	習点	状	習点	状	習点	状	習点	状			習点	状	習点	状	習点	状	習点	状	
国語										外国語									
地理歴史										家庭									
公民										情報									
数学										理数									
理科																			
保健																			
芸術																			

  

総合的な探究の時間									
小計									
合計									

総合的な探究の時間の記録								
学習活動								
評価								
特別活動の記録								
	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年				
総合所見および指導上参考となる諸事項								
第1学年								
第2学年								
第3学年								
第4学年								
出欠の記録								
学年	区分	授業日数	出席停止・ 忌引等の日数	留学中の 授業日数	出席しなければ ならない日数	欠席日数	出席日数	備考
1								
2								
3								
4								
本書の記載事項に誤りがないことを証明する。								
令和 年 月 日								
							学校長	印
							記載責任者	印

※「各教科・科目等の学習の記録」の記載に関する留意点

- ・同一科目で半期ごとに単位認定した場合の記載例

教科・科目	観点別 学習状況	評定
現代の国語 (前期)	A A A	5
現代の国語 (後期)	A A A	5

単位修得および成績証明書

		受験番号		※							
ふりがな 氏名	昭 和 ・ 平 成	年	月	日	性 別						
						現 住 所	都 道 府 県	市 郡 区			
学 校 名 (学科名)	( )			第	学 年	在 学					
				平 成 ・ 令 和	年	月	日	卒 業			
各教科・科目等の学習の記録											
教科・科目	評 定				修得単位の計	教科・科目	評 定				修得単位の計
	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年			第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	
国						外 国 語					
地理歴史						家 庭 情 報					
公民											
数学											
学											
理											
科											
保体											
芸術											
						総合的な探究(学習)の時間					
						小 計					
						留 学					
						合 計					

総合的な探究(学習)の時間の記録								
学習活動								
評価								
特別活動の記録								
	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年				
総合所見および指導上参考となる諸事項								
第1学年								
第2学年								
第3学年								
第4学年								
出欠の記録								
学年	区分	授業日数	出席停止・忌引等の日数	留学中の授業日数	出席しなければならぬ日数	欠席日数	出席日数	備 考
1								
2								
3								
4								
本書の記載事項に誤りがないことを証明する。								
令和 年 月 日				学校長		印		
				記載責任者		印		

## 福井県市町村職員共済組合公告

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第22条第3項の規定に基づき、令和6年度決算の要旨を公告する。

令和7年7月1日

福井県市町村職員共済組合

理事長 西行 茂

1 組合に属する地方公共団体の数は、市町17団体、一部事務組合等23団体の計40団体である。

2 組合員数、標準報酬の月額および被扶養者数は次のとおりである。

(単位：人、千円)

		一般 (うち特別職)	短期	市町村長	特定消防	長期	後期高齢者等 短期	継続長期	任意継続	計
組合員数		9,177 (40)	3,666	17	1,128	7	63	1 [1]	216	14,275
標準報酬の月額	長期	3,277,194 (24,950)	-	11,050	427,020	2,450	-	470 [470]	-	3,718,184
	短期	3,346,764 (27,450)	608,256	14,680	427,020	3,450	9,880	-	46,518	4,456,568
組合員 1人当たり 標準報酬の月額	長期	357,110円 (623,750)	-	650,000円	378,564円	350,000円	-	470,000円 [470,000]	-	359,940円
	短期	364,690円 (686,250)	165,918円	863,529円	378,564円	492,857円	156,825円	-	215,361円	312,216円
被扶養者数		5,629	495	20	1,529	-	-	-	95	7,768
組合員 1人当たり 被扶養者数		0.61	0.14	1.18	1.36	-	-	-	0.44	0.54

3 組合職員数は、次のとおりである。

(単位：人)

	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	計
人員	12	1	2	3	1	19

4 各経理単位別収支状況および資産の状況は、次のとおりである。

(単位：千円)

		短期	厚生年金 保険	退職等 年金	経過的 長期	退職等年金 預託金管理	経過的長期 預託金管理	業務	保健	宿泊	貯金	貸付
負担金・掛金		8,005,959	13,000,403	869,978	58,541			132,231	291,130			

損	収 入	負担金・掛金	8,005,959	13,000,403	869,978	58,541			132,231	291,130			
		事業収入									202,686		5,874
		補助金等収入	14,890										
		他経理より繰入金							25,209		20,000		
		利息及び配当金	1,184				2,512		717	4,116	3,135	829,794	9
		連合会交付金	530,571						54,895	0			32
		前年度繰越支払準備金	611,380										
		その他の収入	1,146						1,285	452	134		
		計	9,165,130	13,000,403	869,978	58,541	2,512	0	214,337	295,698	225,955	829,794	5,915
		益	支 出	給付金	4,209,522								
事業費										171,582	141,391		
役員給与									70,225	14,200	69,107	27,771	3,223
支払利息							2,512					392,997	2,491
連合会払込金	504,448			13,000,403	869,978	58,541			65,199	1,891			0
退職者給付拠出金	7												
高齢者支援金等	2,445,559												
介護納付金	746,002												
他経理へ繰入金	25,209									20,000			
次年度繰越支払準備金	622,881												
その他の支出	5,741						37,417	23,347	56,447	115,016	671		

	計	8,559,369	13,000,403	869,978	58,541	2,512	0	172,841	231,020	266,945	535,784	6,385
	差引当期利益金	605,761	0	0	0	0	0	41,496	64,678	△ 40,990	294,010	△ 470
貸	流動資産	1,884,753	603,184	55,522	363	24,703		401,263	1,013,647	531,029	2,411,331	8,329
	固定資産					254,000		1,675	0	351,936	53,871,917	475,805
	繰延資産								484			
	計	1,884,753	603,184	55,522	363	278,703	0	402,938	1,014,131	882,965	56,283,248	484,134
借	流動負債	19,548	603,184	55,522	363			5,531	7,178	20,974	49,437,453	206
	固定負債	622,881				278,703		108,473	34,403	24,621	29,121	254,536
	計	642,429	603,184	55,522	363	278,703	0	114,004	41,581	45,595	49,466,574	254,742
	剰余金	1,242,324	0	0	0	0	0	288,934	972,550	837,370	6,816,674	229,392

